

## 伊東市移住者住宅資金貸付金利子補給金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市における移住定住の促進を図るため、住宅資金を借り受ける移住者に対し、予算の範囲内において伊東市移住者住宅資金貸付金利子補給金（以下「補給金」という。）を交付することについて、伊東市補助金等交付規則（昭和39年伊東市規則第11号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 本市に転入した日以前の直近5年間、本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、令和5年4月1日以降に本市に転入したものをいう。
- (2) 住宅資金 市内に事業所を置く金融機関が移住促進を目的に融資する住宅ローンであって市長が別に定めるものをいう。
- (3) 融資実行日 金融機関から住宅資金の融資が借主に行われ、当該物件購入に係る決済が完了し、居住が可能な住宅の所有権が借主に移転する日をいう。

### (補給対象者)

第3条 補給金の支給対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住宅資金を借入れ、住宅を購入し、当該物件を住所地として本市の住民基本台帳に記録する移住者
- (2) 補給金の申請日において、45歳未満の移住者であって、かつ、本市に転入後3年以内のもの
- (3) この要綱に基づく補給金の交付を受けたことがない者
- (4) 伊東市暴力団排除条例（平成24年伊東市条例第19号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと
- (5) 本市又は本市に転入する直前に住所を有していた市区町村において、直近1か年度の市区町村税を滞納していない者
- (6) 国、県その他地方公共団体等から住宅資金の借入れに係る補給金の給付を受けていない者

### (補給対象経費)

第4条 補給金の対象となる経費は、令和5年4月1日以降に実行された住宅資金返済額

に含まれる利子に相当する額（以下「利子相当額」という。）の全額とする。ただし、返済が延滞したことに伴う遅延損害金等は含まないものとする。

（補給金の額）

第5条 補給金の額は、1年度中に支払った利子相当額の2分の1以内とし、1年度につき10万円を上限とする。ただし、同一の物件に対し、2人の債務者がそれぞれ金融機関から住宅資金を借り入れた場合は、2人の債務者に対する補給金の額を合算して10万円を上限とする。

2 補給金は、通算して60月分（ボーナス払いがある場合は、当該月分の支払とみなす。）を限度とする。ただし、補給金の額が通算して50万円を超えるときは、50万円を上限とする。

（交付の申請）

第6条 補給金の交付を受けようとする者は、伊東市移住者住宅資金貸付金利子補給金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 金銭消費貸借契約証書等の融資実行を証する書類
- (2) 住宅ローン返済予定表等の返済予定の利子額がわかる書類の写し
- (3) 住民票の写し
- (4) 転入した日以前の直近5年間、本市の住民基本台帳に記録されていないことを証する移住前の住民票の除票等
- (5) 納税証明書等の直近1か年度の住所地における市区町村税の滞納がないことを証する書類。ただし、本市で市税の納付状況を確認できる者にあつては、これを省略することができる。
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 初年度の申請期限は、融資実行日から3か月以内とし、2年度目以降の申請期限は、当該年度の4月末日までとする。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは交付決定をし、伊東市移住者住宅資金貸付金利子補給金交付決定（確定）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補給金の交付決定を受けた者は、伊東市移住者住宅資金貸付金利子補給金実績報

告書（第3号様式）に住宅資金の返済額がわかる通帳等の写しを添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、毎年度、3月までの住宅資金の返済が完了後、当該補給金の交付決定に係る年度の末日までとする。

（補給金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補給金の額を確定し、伊東市移住者住宅資金貸付金利子補給金交付決定（確定）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（補給金の請求）

第10条 交付の確定を受けた者が補給金を請求しようとするときは、前条に規定する確定通知書を受け取った日から起算して30日を経過する日までに、請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（指導監督）

第11条 市長は、補給金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認めるときは、補給対象者に対し報告若しくは書類の提出を求め、又は市職員に書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の検査又は質問に当たる市職員は、その身分を示すため伊東市補助金等交付規則第17条に定める身分証票を携帯し、関係者の請求があるときはこれを提示しなければならない。

（補給金の返還等）

第12条 市長は、補給金の交付を受けた者が次に掲げる区分に応じて定める要件に該当する場合には、補給金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等やむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還 虚偽の申請等をした場合又は補給金の申請日から3年未満に本市から転出した場合

(2) 半額の返還 補給金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

（遅延利息）

第13条 市長は、前条の規定により補給金の返還を補給対象者に求めた場合において、返還すべき補給金が納付期限までに納付されないときは、納付期限の翌日から納付した

日までの日数に応じてその未納付額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の割合で計算した遅延利息の支払を請求することができる。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

伊東市長

住所

申請者 氏名

電話

伊東市移住者住宅資金貸付金利子補給金交付申請書

伊東市移住者住宅資金貸付金利子補給金の交付を受けたいので、伊東市移住者住宅資金貸付金利子補給金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。また、当該補給金の交付に関し、私の市税の納税状況について、市の担当職員が確認することに同意します。

記

1 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 借入先金融機関名 \_\_\_\_\_

3 住宅ローン名称 \_\_\_\_\_

4 添付書類

- (1) 金銭消費貸借契約証書等の融資実行を証する書類
- (2) 住宅ローン返済予定表等の返済予定の利子額がわかる書類の写し
- (3) 住民票の写し
- (4) 転入した日以前の直近5年間、本市の住民基本台帳に記録されていないことを証する移住前の住民票の除票等
- (5) 納税証明書等の直近1か年度の住所地における市区町村税の滞納がないことを証する書類。ただし、本市で市税の納付状況を確認できる者にあつては、これを省略することができる。
- (6) その他市長が必要と認める書類

※上記の添付書類は、2年度目以降の申請時に省略することができる。ただし、返済予定に変更が生じた場合は必要書類を添付すること。

第2号様式（第7条、第9条関係）

伊東市移住者住宅資金貸付金利子補給金交付決定（確定）通知書

第 号

年 月 日

様

伊東市長

年 月 日付けで申請（報告）のあった伊東市移住者住宅資金貸付金利子補給金について、次のとおり決定（確定）したので通知します。

記

利子補給金額 \_\_\_\_\_ 円

（備考）

伊東市移住者住宅資金貸付金利子補給金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、補給金の全額又は半額の返還を請求します。

- (1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
- (2) 申請日から3年未満に本市から転出した場合：全額
- (3) 申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合：半額

（教示） 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

年 月 日

伊東市長

住所

申請者 氏名

電話

伊東市移住者住宅資金貸付金利子補給金実績報告書

年 月 日付け伊東市指令 第 号で交付の決定を受けた伊東市移住者住宅資金貸付金利子補給金の実績を伊東市移住者住宅資金貸付金利子補給金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 交付の確定を受けたい額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 借入先金融機関名 \_\_\_\_\_
- 3 住宅ローン名称 \_\_\_\_\_
- 4 添付書類 住宅資金の返済額がわかる通帳等の写し

第4号様式（第10条関係）

請 求 書

金 円

年 月 日付け 第 号で交付の確定を受けた伊東市移住者住宅資金貸付  
金利子補給金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

伊東市長

住所

氏名

振込先金融機関名

口座種別

口座番号

口座名義人